

福島県農業振興地域整備基本方針

昭和45年 3月28日策定

昭和51年 3月31日変更

昭和60年 8月10日変更

平成14年11月 1日変更

平成22年12月10日変更

平成30年 1月22日変更

令和 3年 5月 6日変更

令和 8年 2月25日変更

福 島 県

本方針の基本的性格及び今回の変更の経緯

「福島県農業振興地域整備基本方針」（以下「基本方針」という。）は、本県農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施設整備等を総合的・計画的に推進することを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づいて昭和45年3月28日に定められ、その後昭和51年、昭和60年、平成14年、平成22年、平成30年及び令和3年の変更を経て現在に至っているものである。

この間、本基本方針に基づき県内58市町村において農業振興地域の指定、農業振興地域整備計画の策定が行われるとともに、本県農業の発展を図るため、自然環境の保全や防災対策に十分配慮しながら農業以外の土地利用との秩序ある調整を図りつつ、優良農地を確保するとともにその効率的利用に努めてきたところである。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は、著しい少子高齢化・人口減少に直面する中で、農業の担い手の減少、近年の自然災害の多発、東日本大震災及び原子力災害による農作物の作付面積の減少や荒廃農地の増加による農地面積の減少など厳しい状況にある。

このような中、令和7年6月に国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）が変更されたことから、法第5条の規定により、基本指針の趣旨に基づいて、食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な考え方や「令和17年の確保すべき農用地の面積の目標」を示すなど基本方針を変更することとした。

この基本方針は、今後おおむね10年を見通した農業振興地域の指定と農用地の確保のための基本的な方向等を示すとともに、市町村が定める農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっての基本となるべき事項を示すものである。

なお、本基本方針の変更に際しては、関係機関、各種団体等から幅広く意見を求めるとともに、各農業振興施策と調和したものとした。

目 次

第 1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	1
3 農業上の土地利用の基本的方向	3
第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	8
第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	14
1 農業生産の基盤の整備及び開発の方向	14
2 地方別の構想	14
第 4 農用地等の保全に関する事項	17
1 農用地等の保全の方向	17
2 農用地等の保全のための事業	17
3 農用地等の保全のための活動	19
第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率のかつ総合的な利用の促進に関する事項	20
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率のかつ総合的な利用の促進の方向	20
2 地方別の構想	21
第 6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	23
1 重点作物別の構想	23
2 地方別の構想	26
3 広域整備の構想	28
第 7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	31
1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	31
2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	31
3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	31

第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	33
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	33
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	33
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	34
1	生活環境施設の整備の必要性	34
2	生活環境施設整備の構想	34

用語の定義

【農地】耕作の目的に供される土地（＝田、畑、樹園地）

【農用地】耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地
（＝農地＋採草放牧地）

第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 農用地等の確保に関する基本的考え方

本県の農業・農村は、広い耕地と変化に富んだ気候に恵まれ、全国有数の農業生産県として、主食である米を始め多彩な農産物を県民に供給するとともに、首都圏に近い立地条件と整備された高速交通網を活用し、首都圏の消費者にも多くの農産物を供給してきたところである。

しかしながら、人口の減少、超高齢化社会の到来、食の安全・安心に対する関心の高まり、地球温暖化の進行、そして平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害など、農業を取り巻く情勢が大きく変化してきた。

このため、本県は、令和3年12月、福島県農林水産業振興計画を策定し、将来においてめざす姿を、「東日本大震災・原子力災害からの復興」、「持続的な発展を支える強固な基盤の確保」、「安全で魅力的な農林水産物の供給」、「活力と魅力ある農山漁村の実現」とし、これらの実現に向け、農林漁業者を始め、消費者、関連産業、関係団体、行政機関等と一体となって施策を推進してきたところである。

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料自給率の向上、食料の安定供給のための基盤として重要であることはもとより、農業生産活動が行われることにより生じる県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等、農業・農村の持つ多面的機能（以下「農業・農村の多面的機能」という。）の適切な発揮を図る上でも重要であることから、引き続き、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、法に基づき農用地区域として設定し、当該農地を良好な状態で保全・確保し、有効利用を図っていく必要がある。

(2) 都道府県面積目標

食料の安定供給に向けて、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用することが重要であり、中でも、農地は、一度潰廃すると復元させることが困難であるという性質を有することを踏まえ、県内の農業生産に必要な農地を確保する必要がある。

本県においては、農用地区域内農地の面積（荒廃農地を除く）が、令和5年12月31日現在約13.2万haであるが、農業振興地域制度の適切な運用、農業振興施策の推進を通じて、設定要件を満たす農地の農用地区域への編入や荒廃農地の発生防止・解消・有効利用などの農用地等の確保のための積極的な取組により、令和17年の確保すべき農用地（農用地区域内農地）の面積については、約12.3万haを目標として設定することとした。

なお、原子力災害に伴う帰還困難区域等については、面積の目標年次までの避難指示解除が明確でないことから、一部を除き、目標面積から除外した。

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

(1) 農地の保全・有効利用及び農業生産基盤の整備及び保全

- ア 秩序ある土地利用の推進と生産性の高い優良農地の確保等を図るため、関係諸制度との調整を図りつつ、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法（昭和27年法律第229号）並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく各制度の適正な運用及び指導を行う。
- イ 地域農業の担い手を支援するため、農地中間管理機構との連携を図りつつ農業生産基盤の整備を促進する。その際、農用地区域外の土地が含まれる場合には、農用地区域に編入するものとする。
- ウ 地域計画の実現に向けた継続した話し合いや計画のブラッシュアップによる農業を担う者の確保や、農地中間管理事業等を活用した認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化の促進、農地保全のための各種施策を通じ、農地の有効利用・保全を促進する。
- エ 荒廃農地の発生を防止するため、地域ぐるみによる適切な農地の保全部管理等を促進するとともに、NPO法人等による農地有効活用の活動を支援する。
- オ 中山間地域等においては、「中山間地域等直接支払交付金」等の効果的な活用を図り、農業・農村の多面的機能の維持・向上と荒廃農地の発生防止に努める。
- カ 認定農業者や企業など多様な担い手への農地集積に当たり、荒廃農地を含めて面的にまとまった形で一体的に有効利用を進めることにより荒廃農地の解消を図る。

(2) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要に対応するため、やむを得ず農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図るとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画については、計画的に管理することが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合は、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第1条の2第3項に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

(3) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(4) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することに

より手続の公平性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(5) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化等を目的として行うものであることから、土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、積極的に活用するものとする。

(6) 推進体制の確立

基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、地域の振興に関する諸計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図るため、関係部局間の連携を図るとともに、県においては農業団体、市長会、町村会等、市町村においては関係農業団体、集落代表者等から必要に応じて幅広く意見を求めるものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 県北地方

ア 特徴

県の北部に位置し4市3町1村からなり、県全体に対して面積は12.7%、人口は25.6%を占めており、中心地域を南北に阿武隈川が流れ、その流域に信達平野が広がり、その西側には奥羽山脈、反対の東側にはなだらかな阿武隈高地が続いている。

気候は、奥羽山脈と阿武隈高地にはさまれた内陸性気候に属し、寒暖の差が大きく、夏は盆地特有の猛暑となる一方、冬は山間地を中心に寒さが厳しいものの、積雪は比較的少ない。

交通条件は、東北新幹線、山形新幹線、東北自動車道等の高速交通体系が整備されており、また、東北中央自動車道も全線開通に向け整備が進展している。

イ 土地利用の方向

果樹・野菜を主体とする北部の都市的・平地農業地域、水稻を主体とする南部の平地農業地域、畜産・工芸作物等を主体とする中山間農業地域の3地域に大別される。

北部の都市的・平地農業地域においては、大規模な果樹産地が形成されており、老朽果樹園の再編整備等を促進し優良農地の維持を図るとともに、複合性フェロモン剤を利用し、環境と調和した持続可能な農業の展開を図る。

南部の平地農業地域においては、農地の流動化や農作業の受委託、大豆の団地化などを促進し、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図る。また、農業用水の安定的確保のため農業用排水施設の整備を行うとともに、ほ場の大区画化と農用地の集積・集約化による生産性の向上、認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保を図る。

中山間農業地域においては、地域特性に配慮したほ場整備を進め、荒廃農地の再生利

用を促進するとともに、園芸作物などの作付けの拡大と特産化を図る。

(2) 県中地方

ア 特徴

県の中央に位置し、3市6町3村からなり、県全体に対して面積は17.5%、人口は28.6%を占めており、東部は阿武隈高地の山間地、中部は阿武隈川流域に広がる安積平野、また西部は奥羽・那須山脈に連なる山岳地帯と猪苗代湖周辺からなり、地形的・地質的に変化に富む地域となっている。

気候は多様性に富み、東部では太平洋型気候、中部平坦地は内陸性気候、更に西部は日本海型気候の特徴をそれぞれ示している。

交通面では、本県を南北に貫く東北新幹線及び東北自動車道、東西に貫く磐越自動車道があり、本県の交通の要衝として、高速交通網の整備が進んでいる。

イ 土地利用の方向

水稲・野菜を主体とする郡山地域、畜産・野菜・葉たばこを主体とする田村地域、水稲・野菜・果樹・畜産を主体とする須賀川岩瀬・石川地域に大別される。

郡山、須賀川地域の平坦地域では、大区画ほ場整備を進め水田農業の効率的な生産システムの確立ときゅうりやトマトを中心とした施設化による高品質園芸作物の生産拡大を進めるとともに、大豆等の土地利用型作物の振興・定着を図る。須賀川、田村地域の中山間地域では、ほ場整備による担い手への農用地の集積・集約化と水田の汎用化を進める。また、夏秋野菜の産地拡大と葉たばこ、畜産等の経営の安定化を図り、収益性の高い安定的な産地の形成を図る。

また、みどり認定等を推進し、環境と共生する農業の推進を図る。

(3) 県南地方

ア 特徴

県の南部に位置し、1市4町4村からなり、県全体に対して面積は9.0%、人口は7.6%を占めており、西は奥羽山脈・那須連峰、東は阿武隈高地、南は八溝山系に囲まれている。

阿武隈川、久慈川、鮫川の源流域であり、気候は比較的冷涼で、5～6月には降雹が多い。

東京から約200kmの圏内に位置し、東北新幹線、東北自動車道、国道が整備され、福島空港へも近く交通条件に恵まれており、甲子トンネルの開通に伴い、南会津地方への陸路の玄関口として幹線道路の整備が進んでいる。

イ 土地利用の方向

平坦地が多く水稲と野菜が主体の西白河地域と中山間地が多く畜産が盛んな東白川地域とに大別される。

西白河地域では、農業用水の安定的確保のため基幹農業用排水施設の整備を行うとともに、ほ場の大区画化と農用地の集積・集約化による生産性の向上、認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保を図る。

また、東白川地域では、農業生産基盤と農村環境の一体的な整備を図るとともに、集

落営農を推進し、地域の特性や資源をいかした多様な農業の展開を図る。

(4) 会津地方

ア 特徴

県の西北部に位置し2市8町3村からなり、県全体に対して面積は22.3%、人口は12.5%を占めており、北は飯豊連峰、東は奥羽山脈、西は越後山脈等に囲まれ、中央に広大な会津盆地が広がっている。

気候は、典型的な内陸型気候で、四季の変化に富み、冬の寒さが厳しく、この地方の全市町村が豪雪地帯の指定を受けている。

磐越自動車道や会津縦貫北道路、国道49号等の幹線道路が整備され、また、JR磐越西線、只見線、会津鉄道が走っている。

イ 土地利用の方向

水稻を主体とする会津盆地を中心とした中央平坦部と、園芸作物を取り入れた農業が営まれているその周辺の中山間地域に大別される。

中央平坦部においては、効率的・安定的な水田農業の確立に向けて、集落の話し合いの促進により農用地の集積・集約化を図り、水稻生産の一層の低コスト化を図るとともに、米需給への対応のための品目転換や園芸作物導入のためのほ場条件改善を進め、経営体の収益性向上を図る。

中山間地域においては、集落単位やより広域での営農の組織化により担い手を確保するとともに、特産品や園芸作物の安定的生産に向けた栽培施設の導入、新商品開発や販売促進活動など、地域の特色をいかした取組を強化する。

(5) 南会津地方

ア 特徴

県の南西部に位置し3町1村からなり、県全体に対して面積は17.0%、人口は1.2%を占めており、南は東西に尾瀬国立公園を含む山々が連なり、西は越後山脈、東は奥羽山脈・那須連峰に囲まれた山間地帯である。

気候は、夏は涼しく、冬は寒さが厳しい日本海型気候で四季の変化に富んでいる。南会津町の一部（旧田島町）が豪雪地帯、その他は特別豪雪地帯の指定を受けている。

本地域は、阿賀川と尾瀬を源とした只見川・伊南川に沿って集落が形成され、豊かな自然と伝統文化が根付いている。首都圏とは会津鉄道・野岩鉄道で結ばれ、国道289号甲子道路が北関東方面や県南地方との交流基盤となり、観光客の増加や豊かな自然をいかした都市との交流が盛んになってきている。

イ 土地利用の方向

積雪地帯のため、冬期間の農作物栽培が困難で稲作主体の複合零細農業経営が多いが、夏季の冷涼な気候をいかしたトマト、アスパラガス、りんどう、宿根かすみそうを中心とした園芸産地が形成されている。

農業者の減少や高齢化が進むなか、将来にわたり営農が展開できるようなほ場の大区画化と汎用化を推進するとともに、集落営農の推進を基本に認定農業者を中心として多様

な担い手の確保や農用地の集積・集約化を推進し、地域特性をいかした土地利用型作物と経営の柱となる園芸作物の振興を図り、生産性と収益性の高い農業を目指す。

(6) 相双地方

ア 特徴

県東部の太平洋岸に位置し、2市7町3村からなる南北に長く、県全体に対して面積は12.6%、人口は6.3%を占めており、海岸沿いの平坦部と阿武隈高地の中山間地域からなっている。

平坦部は海洋性気候で比較的温暖であるが、夏は偏東風（ヤマセ）の影響で冷害を受けやすい地方であり、山間部は高冷地で内陸性気候となっている。

常磐自動車道の全線開通、JR常磐線の全線再開通及び東北中央自動車道の県内全線開通により交通体系が整備されつつある。また、重要港湾相馬港の整備進展も相まって、産業の集積や交流機能の向上など発展及び東日本大震災からの復興が加速されている地域である。

また、復興特区制度（東日本大震災復興特別区域法）を活用した復興に資する拠点の整備が進められており、今後も更なる整備が見込まれる。

その一方で、いまだに管内の約2割の面積が帰還困難区域となっているなど、避難指示が出された地域では、その解除時期によって全ての面で地域差が生じている。

イ 土地利用の方向

水稻や大豆・麦・露地野菜など土地利用型作物を主体とする平坦部と、畜産が盛んであった中山間地域に大別される。

平坦部においては、農業用水の安定的確保のため基幹農業用排水施設等の整備や復旧を積極的に行うとともに、ほ場の大区画化を推進し、農用地の集積・集約化や省力化による認定農業者等意欲ある担い手の確保及び生産性の向上と低コスト化を図る。

また、阿武隈高地においては、中山間地域の立地条件をいかした畜産や園芸の振興を図るとともに、活力ある農村づくりを進めるため、農業生産基盤と農村環境の一体的な整備を推進し、定住の促進を図る。

いずれの地域においても、人口が震災前の状況に戻っていない現状を踏まえ、ICTやロボット技術等を活用したスマート農業の導入により省力化に取り組む。

(7) いわき地方

ア 特徴

県の南東に位置する広域都市いわき市全域からなり、県全体に対して面積は8.9%、人口は18.2%を占めており、東北と首都圏を結ぶ太平洋沿いの玄関となっている。

地形は阿武隈高地から東方に向けて傾斜し、気候は海洋性気候に属し、年平均気温は13℃で寒暖の差が少なく年間日照時間も2,000時間以上と本県で最も温暖な地方である。

交通条件は、常磐・磐越自動車道の高速道路網や主要な国道、鉄道により首都圏や仙台、郡山などの地方都市と接続しているなど好条件にある。

イ 土地利用の方向

温暖な気候に加え標高差のある土地条件をいかし、平坦地では米やトマト、いちご、ねぎ、日本なしなどが、中山間地域では米や肉用牛、さやいんげんなどが生産されている。

ほ場整備率が県平均を下回っており、生産性向上のためほ場の大区画化や農道等の生産基盤の整備を推進する。

経営規模が小さい農家が多く、高齢化も進行しているため農地の集積・集約化や認定農業者、集落営農組織の法人化等、経営の高度化を図る。

中山間地域では、気象条件をいかした夏秋出荷型の園芸振興を図るとともに、水田や荒廃農地を活用した自給飼料の生産を促進する。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

法第3条の2により農林水産大臣が定めた「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、農業振興地域の指定を相当とする地域は次のとおりである。

地方名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県北地方	福島 (福島市)	福島市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国立公園の特別保護地区、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 38,509ha (農用地面積11,220ha)	
	二本松 (二本松市)	二本松市のうち都市計画法の都市計画区域内の用途地域(以下「用途地域」という。)及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 30,919ha (農用地面積10,568ha)	
	伊達 (伊達市)	伊達市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 22,784ha (農用地面積 6,743ha)	
	本宮 (本宮市)	本宮市のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 8,217ha (農用地面積 2,164ha)	
	桑折 (桑折町)	桑折町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 2,212ha (農用地面積 1,293ha)	
	国見 (国見町)	国見町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 2,728ha (農用地面積 1,178ha)	
	川俣 (川俣町)	川俣町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 11,320ha (農用地面積 1,657ha)	
	大玉 (大玉村)	大玉村のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,102ha (農用地面積 1,843ha)	
県北地方計			総面積 121,790ha (農用地面積36,666ha)	

地方名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県中地方	郡山 (郡山市)	郡山市のうち都市計画法の市街化区域、流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 37,813ha (農用地面積15,990ha)	
	須賀川 (須賀川市)	須賀川市のうち都市計画法の市街化区域、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 21,971ha (農用地面積 8,843ha)	
	田村 (田村市)	田村市のうち都市計画法の用途地域、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 35,536ha (農用地面積 8,747ha)	
	鏡石 (鏡石町)	鏡石町のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,774ha (農用地面積 1,546ha)	
	天栄 (天栄村)	天栄村のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 7,294ha (農用地面積 1,415ha)	
	石川 (石川町)	石川町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 11,223ha (農用地面積 2,818ha)	
	玉川 (玉川村)	玉川村のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,888ha (農用地面積 1,234ha)	
	平田 (平田村)	平田村のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 7,987ha (農用地面積 1,758ha)	
	浅川 (浅川町)	浅川町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,595ha (農用地面積 943ha)	
	古殿 (古殿町)	古殿町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 9,474ha (農用地面積 1,014ha)	
	三春 (三春町)	三春町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,881ha (農用地面積 2,308ha)	
	小野 (小野町)	小野町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 11,518ha (農用地面積 1,710ha)	

地方名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
県中地方計			総面積 159,953ha (農用地面積48,326ha)	
県南地方	白河 (白河市)	白河市のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 21,010ha (農用地面積 5,776ha)	
	西郷 (西郷村)	西郷村のうち都市計画法の用途地域、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 11,619ha (農用地面積 2,417ha)	
	泉崎 (泉崎村)	泉崎村のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,542ha (農用地面積 1,343ha)	
	中島 (中島村)	中島村全域	総面積 1,892ha (農用地面積 936ha)	
	矢吹 (矢吹町)	矢吹町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 5,639ha (農用地面積 2,742ha)	
	棚倉 (棚倉町)	棚倉町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 8,903ha (農用地面積 1,810ha)	
	矢祭 (矢祭町)	矢祭町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 8,393ha (農用地面積 831ha)	
	埴 (埴町)	埴町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 12,002ha (農用地面積 2,302ha)	
	鮫川 (鮫川村)	鮫川村のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 9,042ha (農用地面積 1,645ha)	
県南地方計			総面積 82,042ha (農用地面積19,802ha)	
会津地方	会津若松 (会津若松市)	会津若松市のうち都市計画法の市街化区域、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 19,473ha (農用地面積 7,356ha)	
	喜多方 (喜多方市)	喜多方市のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 29,632ha (農用地面積 9,189ha)	

地方名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
	北塩原 (北塩原村)	北塩原村のうち自然公園法の国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,400ha (農用地面積 525ha)	
	西会津 (西会津町)	西会津町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 19,362ha (農用地面積 2,120ha)	
	磐梯 (磐梯町)	磐梯町のうち自然公園法の国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,882ha (農用地面積 1,063ha)	
	猪苗代 (猪苗代町)	猪苗代町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 10,144ha (農用地面積 3,359ha)	
	会津坂下 (会津坂下町)	会津坂下町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 8,040ha (農用地面積 3,774ha)	
	湯川 (湯川村)	湯川村全域	総面積 1,637ha (農用地面積 1,115ha)	
	柳津 (柳津町)	柳津町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 13,769ha (農用地面積 708ha)	
	三島 (三島町)	三島町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,779ha (農用地面積 587ha)	
	金山 (金山町)	金山町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 11,922ha (農用地面積 766ha)	
	昭和 (昭和村)	昭和村のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 6,391ha (農用地面積 579ha)	
	会津美里 (会津美里町)	会津美里町のうち都市計画法の市街化区域、用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 13,936ha (農用地面積 4,623ha)	

地方名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
会津地方計			総面積 148,366ha (農用地面積35,765ha)	
南会津地方	下郷 (下郷町)	下郷町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 10,145ha (農用地面積 1,206ha)	
	只見 (只見町)	只見町のうち自然公園法の国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 24,159ha (農用地面積 866ha)	
	南会津 (南会津町)	南会津町のうち都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 28,350ha (農用地面積 2,883ha)	
南会津地方計			総面積 62,654ha (農用地面積 4,955ha)	
相双地方	相馬 (相馬市)	相馬市のうち都市計画法の用途地域、臨港地区、港湾法の臨港地区、港湾隣接地域、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 12,817ha (農用地面積 4,519ha)	
	南相馬 (南相馬市)	南相馬市のうち都市計画法の用途地域、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 26,785ha (農用地面積 9,307ha)	
	広野 (広野町)	広野町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,178ha (農用地面積 509ha)	
	檜葉 (檜葉町)	檜葉町のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,367ha (農用地面積 924ha)	
	富岡 (富岡町)	富岡町のうち都市計画法の用途地域、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 5,040ha (農用地面積 1,089ha)	
	川内 (川内村)	川内村のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 14,034ha (農用地面積 1,009ha)	

地方名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
	大熊 (大熊町)	大熊町のうち都市計画法の用途地域、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,864ha (農用地面積 1,334ha)	
	双葉 (双葉町)	双葉町のうち都市計画法の用途地域、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,189ha (農用地面積 1,055ha)	
	浪江 (浪江町)	浪江町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 9,893ha (農用地面積 3,096ha)	
	葛尾 (葛尾村)	葛尾村のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 3,429ha (農用地面積 645ha)	
	新地 (新地町)	新地町のうち都市計画法の用途地域、臨港地区、港湾法の臨港地区、港湾隣接地域、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 4,260ha (農用地面積 1,592ha)	
	飯館 (飯館村)	飯館村のうち農用地等として利用することが適当でない森林地帯を除いた区域	総面積 12,712ha (農用地面積 2,729ha)	
相双地方計			総面積 105,569ha (農用地面積27,809ha)	
いわき地方	いわき (いわき市)	いわき市のうち都市計画法の市街化区域、臨港地区、港湾法の臨港地区、港湾隣接地域、農用地等として利用することが適当でない森林地帯等を除いた区域	総面積 81,544ha (農用地面積 9,291ha)	
いわき地方計			総面積 81,544ha (農用地面積9,291ha)	
県計			総面積 761,919ha (農用地面積182,614ha)	

注1 本表中の農用地面積は、令和5年12月31日現在における農業振興地域内の農用地面積である。

注2 各地方計又は県計は、端数処理の関係で数値が合わない場合がある。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産の基盤の整備及び開発の方向

農業が持続的に発展するためには、本県農業を支える意欲ある多様な担い手を育成するとともに、限りある農地を最大限に利用した安定した農業の経営が必要である。

そのため、用水路等のかんがい施設の整備を進め、整備されたダム等と一体となった水管理の省力化・効率化を推進するとともに、排水施設の整備により、汎用耕地化を進め、水田農業の生産性向上を図る。

また、担い手の育成・確保と安定的かつ持続的な営農に向け、ほ場の大区画化やスマート農業技術の活用等による水管理・農作業の省力化・効率化及び農地中間管理機構と連携した農用地の集積・集約化を図り、競争力ある農産物を生産するためのほ場整備を推進する。

さらに、県内にある多くの農業水利施設等の有効活用を図り、点検・診断結果を踏まえた予防保全・更新計画の策定を支援し、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減に向けた、適切かつ計画的な施設の管理を行う。

なお、生産基盤等の整備に当たっては、農業生産のための機能に加え、豊かな農村を創造する地域資源として、生態系、親水性等に配慮した整備を進め、良好な農村環境を保全する。

2 地方別の構想

(1) 県北地方

ア 安定的な農業用水の確保と排水条件の整備

農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントを推進する。

イ 優良農地の確保・整備

意欲と能力のある担い手に農用地の集積・集約化を図るために、中山間地域や市街地周辺部、樹園地と水田・畑地の混在地などのそれぞれの地域特性に配慮しながら農業生産の基盤となるほ場整備を推進する。

(2) 県中地方

ア 安定的な農業用水の確保と排水条件の整備

国営造成施設の更新と、付帯するかんがい排水施設の計画的な整備を推進し、農業用水の確保に努める。

また、農業水利施設等の有効活用と長寿命化を図るため、ストックマネジメントによる計画的な補修を進める。

イ 優良農地の確保・整備

ほ場の大区画化や水管理の省力化・効率化により農用地の集積・集約化を進めるとともに、ほ場整備を契機とした集落営農の合意形成を促進する。

(3) 県南地方

ア 安定的な農業用水の確保と排水条件の整備

国営造成施設に関連する水路の整備を計画的に行うとともに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、ストックマネジメントを実施することにより、農業用水の安定的な確保に努める。

イ 優良農地の確保・整備

ほ場の大区画化や水管理の省力化・効率化による農用地の集積・集約化及び担い手の育成・確保と一体となったほ場整備を推進する。

(4) 会津地方

ア 安定的な農業用水の確保と排水条件の整備

国営造成施設に関連する水路やその他のかんがい排水施設の整備を計画的・効率的に実施するとともに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、ストックマネジメントを実施することにより、農業用水の安定的な確保に努める。

イ 優良農地の確保・整備

ほ場の大区画化や水管理の省力化・効率化による農用地の集積・集約化及び担い手の育成・確保と一体となったほ場整備を推進する。

(5) 南会津地方

ア 安定的な農業用水の確保と排水条件の整備

老朽化した農業用排水施設の適正な維持管理や計画的改修・補修により、農業用水の安定的供給に努める。

イ 優良農地の確保・整備

ほ場の大区画化と汎用化を進めることにより、認定農業者等への優良農地の集積・集約化を促進し、地域農業の再構築を図る。

(6) 相双地方

ア 安定的な農業用水の確保と排水条件の整備

農業用水を安定的に確保するため、ダムやため池等の農業水利施設の点検診断と計画的な整備補修を実施する。

また、水田等の排水条件を整備するため、農業用排水路や排水機場の点検診断と計画的な整備補修を実施する。

イ 優良農地の確保・整備

大区画化や汎用化を前提としたほ場整備を計画的に実施することで優良農地を確保し、担い手への農用地の集積・集約化の促進により水田農業経営の合理化、水田の高度利用化を図る。

(7) いわき地方

ア 安定的な農業用水の確保と排水条件の整備

水路施設等の長寿命化を図るため、定期的予防保全対策を実施するとともに、ほ場整備との連携により水路整備を計画的・効率的に推進する。

イ 優良農地の確保・整備

ほ場整備が必要な地区への重点的指導・支援により、早期事業実施に努めるとともに、農業用水の安定確保のための生産基盤整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

多発する自然災害から農地を守るための施設整備を行うことにより、県土を保全し、農業の生産の維持や経営の安定に向けた災害に強い農村づくりを目指す。併せて、農用地やため池の放射性物質対策を行うことにより、より安全な生産基盤及び生活環境を確保する。

また、農地の荒廃化は農地の持つ多面的機能を損なうだけでなく、病虫害の発生源や有害鳥獣の生息域拡大につながる。そのため、農地中間管理事業等を活用した認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化の促進、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業の活用等により、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を図るとともに、荒廃状況に応じて、林地化等農業以外の利用についても検討するなどして、地域農業の振興を通じて県土と自然環境の保全を図る。

さらに、担い手の減少や高齢化が進行していることから、農業者、土地改良区に加え、地域住民、NPO法人、地域外から農村に関わりを持つ農村関係人口等の多様な主体の参加による農村協働力の形成を促進し、農地・農業水利施設等の適切な保全管理を図るとともに、農業生産活動の維持・拡大を促進する。

2 農用地等の保全のための事業

老朽化や脆弱化しているため池、用排水施設等について危険度の高い箇所から補強・整備を推進し、農地・農業用施設など農山村資源に対する自然災害の発生を未然に防止するとともに、その機能が損なわれることのないよう適切かつ計画的な維持管理の強化を図る。併せて、東京電力福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質が農業生産等に悪影響を及ぼさないための対策を総合的かつ効果的に実施し、営農再開を推進する。

また、地すべり対策が概成している区域では、既設の地すべり防止施設の状況や機能の実態を把握し、定期的な維持管理を行い、農地・森林及び県民生活の安全を図る。さらに、高潮・波浪災害を未然に防止するため、農地海岸における消波施設等の整備を推進する。

(1) 県北地方

ア 農地防災施設の整備

人家・農地等への被害を未然に防止するため、老朽化しているため池や用排水施設の計画的な整備や中山間地域の農地の保全及び防災施設の整備、並びにそれら施設の適正な管理を推進する。

イ 農地等の保全

地すべり対策が概成している地域では、定期的な点検により、既設の地すべり防止施設の状況や機能の実態を把握し、適正な維持管理に努める。

(2) 県中地方

ア 農地防災施設の整備

老朽化や脆弱化しているため池や用排水施設において、危険度の高い箇所から整備を

推進する。

イ 農地等の保全

地すべり防止施設の状態を把握し機能保持のために必要な対策を行い、農地・農業用施設等に対する自然災害の未然防止を図る。

(3) 県南地方

ア 農地防災施設の整備

老朽化や脆弱化しているため池や用排水施設において、危険度の高い箇所から整備を推進する。

イ 農地等の保全

地すべり対策が概成している地域では、定期的な点検により、既設の地すべり防止施設の状態や機能の実態を把握し、適正な維持管理に努める。

(4) 会津地方

ア 農地防災施設の整備

老朽化、脆弱化しているため池や用排水施設等について、緊急性を考慮し補強・整備を実施する。

また、防災ダム等の自然災害を未然に防止する施設の適切かつ計画的な維持管理に努める。

イ 農地等の保全

地すべり対策が概成している区域においては、既設の地すべり防止施設の機能・状況を十分に把握し、適正な管理に努めるとともに、地すべりが発生した場合は、緊急性を考慮し適切に対応する。

(5) 南会津地方

ア 農地防災施設の整備

老朽化している山腹水路等の安定的な用水供給機能を維持するため、計画的な補修・更新工事を実施する。

イ 農地等の保全

農地の生産力を維持保全するため、農地等の浸食崩壊の防止に努める。

(6) 相双地方

ア 農地防災施設の整備

老朽化や更新時期を迎えているため池、排水機場等の整備を計画的に行い、災害の発生を未然に防止する。

イ 農地等の保全

海岸災害を未然に防止するため、海岸整備を計画的に実施する。

(7) いわき地方

ア 農地防災施設の整備

老朽化したため池について計画的な整備を進めるとともに、湛水被害の解消に向けた効率的な排水機場の更新と適正な維持管理を図る。

イ 農地等の保全

農地の生産力を維持保全するため、農地等の浸食崩壊の防止に努める。

3 農用地等の保全のための活動

農業の生産活動を通じた農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るため、荒廃農地の発生防止・解消等に努める。

(1) 荒廃農地の発生防止

ア 荒廃農地の発生を防止するため、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化や生産基盤の整備を進める。

イ 地域ぐるみによる適切な農地の保全管理等を促進するとともに、NPO法人等による農地有効活用の活動を支援する。

(2) 荒廃農地の解消

ア 担い手農家や農業法人などの多様な担い手による面的にまとまった形での荒廃農地の有効利用を進める。

イ 荒廃農地が持続的に農地として有効活用されるよう、地域の実情に応じた園芸作物の導入や飼料作物の作付け等、先導的な取組を支援する。また、農産物の加工販売等を促進し、収益性の高い農業経営の確立を支援する。

ウ 集落営農組織や行政区等の地域組織が学校教育機関や福祉施設等と連携し、荒廃農地を活用する取組や、荒廃状況に応じて林地へ転換するなど農業以外の利用も検討する。

(3) 多面的機能発揮のための支援

多面的機能支払事業等を活用し、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体、地域外から農村に関わりを持つ農村関係人口などが幅広く参加して行う用排水路や農道などの農業用施設を長持ちさせるためのきめ細かい手入れや、農村の自然・景観などを守る地域共同活動を進める。

(4) 農業生産条件不利地域への支援

ア 中山間地域等直接支払事業等の効果的な活用を図り、中山間地域等における農業生産活動を維持・拡大するための取組を進める。

イ 小規模・高齢化集落については、集落間の連携による農用地の保全活動を進める。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

農業を本県の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなることが重要であるため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の集積・集約化、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ集中的に講ずることにより、本県農業の健全な発展を図る。

このため、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

なお、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の確保が困難な地域等においては、地域農業の維持・発展のため、農業者による受託組織や集落営農組織、さらには農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手の育成を推進する。

これら目標を達成するため、地域における話し合いを基本としながら以下の施策を推進する。

- (1) 地域の実情に応じて、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用を進め、利用権の設定、農作業受委託等を進め、農用地の面的にまとまった形での集積・集約化による経営の規模拡大を促進する。
- (2) ほ場整備実施地区等における土地利用型農業の育成については、農地の流動化による規模拡大を進めるとともに、麦、大豆、飼料作物等を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。
- (3) 土地生産性の高い農業経営の展開を図るため、地域の条件に応じて、果樹、野菜、花き、菌茸及び工芸農作物等の収益性の高い作物の導入及びその産地形成を支援する。
- (4) 畜産については、経営規模の拡大、協業化の推進、自給飼料生産の拡大、優良家畜の導入による高品質化、耕畜連携強化等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。
- (5) 農地中間管理機構との連携の下、ほ場の大区画化を推進するとともに、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農用地の集積・集約化を図り生産性の向上に努める。
- (6) 新規就農の受け皿の確保、農村社会の活性化、経営の円滑な継承及び経営管理能力の向上等を促進するため、認定農業者の中で、企業的経営管理の実施や就業条件の整備等、条

件の整った経営体については、経営の法人化を推進する。

(7) 生産組織については、構成員の経営の実態や意向に応じて、各個別経営体あるいは生産組織として経営の効率化を図り、法人化への誘導を進める。

(8) 育成すべき農業経営と小規模な農業経営、女性農業者や生きがい農業を行う高齢農業者等との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう連携協力していくことを通じて、豊かな地域社会の発展を図る。

2 地方別の構想

(1) 県北地方

立地条件及び地形、気象条件などの特性をいかした農業が営まれており、北部では、果樹、野菜、花き等を主体とした農業を目指し、また、平坦部では、水稻の低コスト化・省力化を図るとともに、果樹、野菜、畜産を基幹とした生産性の高い複合経営を確立する。

特に、全国的に見て先進的な産地として既に定着しているもも、りんご、なしなどの果樹は、需要動向に即応した新品種への更新等総合的な体質強化を図り、全国的に誇れる果樹産地づくりを進める。

阿武隈高地及び中山間地域については、豊かな草地資源など有利な立地条件をいかした畜産、気象条件をいかした花き等の園芸作物、地域特性をいかした工芸作物及び菌茸の振興を図る。

(2) 県中地方

地形、気象条件など変化に富んだ地域性をいかし、水利や土壌条件の良い阿武隈川を中心とする平坦地においては、水稻に依存した経営から転換し、収益性の高い農業を実践するため、水田のフル活用、園芸作物等の生産拡大、循環型農業などを推進する。

東部の阿武隈高地地域では、荒廃農地の再生も図りながら、野菜や花き、畜産の振興を図り、葉たばこについてはコスト低減等経営の改善を図る。

西部の山間地域及び猪苗代湖周辺では、高冷地の特性をいかした作物の生産などにより農業経営の安定を図る。

(3) 県南地方

標高差等の自然条件と首都圏に近接する立地条件をいかして、稲作、園芸特産及び畜産の調和ある産地育成を目指すとともに、担い手の規模拡大を進める。

特に、稲作については多様な需要に応じた米を効率的に生産する産地づくりを、園芸についてはトマト等の果菜類とブロッコリー等の土地利用型野菜の産地づくりを進める。

また、条件不利な中山間地域においては、耕畜連携による自給飼料の生産・供給体制を確立した畜産振興を始め、地域の実態に応じた特色ある農業を地域ぐるみで進める。

(4) 会津地方

典型的な内陸型気候となっている平坦地においては、水稻を基幹とし、野菜や果樹、花き等の園芸作物の生産拡大や直売、加工等の取組を促進するなど、安定した収益確保を図るとともに、効率的・安定的な水田農業の確立に向けて、集落営農の展開による担い手等への農用地の集積・集約化や法人化など経営の高度化を推進する。

中山間地域については、冷涼な気候などの特色をいかした野菜、花き等の産地化や山菜等の特産品生産、観光関連産業との連携による地域資源を活用した特色あるグリーン・ツーリズムなどを推進する。

(5) 南会津地方

山間高冷地という自然条件をいかし、トマト、アスパラガス、りんどう、宿根かすみそう等を中心とした野菜、花き等の園芸作物産地の育成に重点的に取り組む。

土地利用型作物については、担い手への農地集積とともに、ほ場の大区画化や汎用化を進め、作業の効率化や生産性の向上を図る。

(6) 相双地方

東日本大震災及び原子力災害による被災農業者等の営農再開を支援し、認定農業者等の意欲ある担い手の育成・確保と集落営農を進める。

地域農業の中心である水田農業については、水稻の作付再開と大豆・麦の団地化、新規需要米や土地利用型園芸作物、飼料用作物等の導入を促進し、農地の集積・集約化による水田農業経営の合理化、担い手の育成、水田の高度利用を進める。

また、冬季温暖な気象条件をいかして、野菜等の作付面積の拡大等を進める。

(7) いわき地方

温暖な気象条件をいかし、トマト、いちご、ねぎ等の野菜、日本なし、いちじく等の果樹、りんどうや鉢花等の花きの産地育成を図る。

さらに、中山間地域との標高差をいかした周年生産体制を整備し、いわきブランドを軸とした産地の強化を図る。

水田農業については、担い手の育成・確保及び規模拡大による省力・低コスト生産や飼料用米等新規需要米の作付け並びに大豆、そば等の土地利用型作物の団地化を推進する。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 重点作物別の構想

(1) 米

本県は、令和6年の米の収穫量が全国5位の米主産県であり、持続的に発展する水田農業の確立に向け、米の需給・販売状況を踏まえた生産と「環境と共生する農業」を基本として、省力化・低コスト化を図り、高品質・良食味な米づくり、新規需要に対応した米づくりなど、需要に応じた米づくりを推進する必要がある。

このため、地域条件に適した品種の導入やスマート農業の導入等による高品質米の生産に加え、カントリーエレベータ等基幹施設の利用の推進、担い手への農用地の集積・集約化による規模拡大や直播栽培、高密度播種・田植機などの省力・低コスト生産技術の普及・拡大を進め、稲作経営の安定を図る。

また、新規需要に対応した多様な米づくりの推進、有機栽培及び特別栽培等の環境保全型農業による安全・安心な米づくりの定着を推進し、さらに、福島県米改良協会等と連携・協力し、優良種子の安定生産と安定供給を支援する。

これらを推進するために、農業生産基盤の整備と乾燥調製施設等の整備を支援する。

(2) 大豆・麦類・そば

大豆、麦類、そばについては、重要な土地利用型作物として位置づけ、生産性及び品質の向上を図るとともに、ブランド力の強化に努め、実需者から期待される産地の形成を促進し、農家経営の安定を目指す。

このため、生産組織の育成、栽培の団地化とブロックローテーションによる、産地づくりを推進するとともに、生産性及び品質向上に必要な機械・施設の整備を進める。

また、産地による農産加工の取組を促進し、付加価値向上による農家所得の向上を図るため、加工施設の導入を推進する。

(3) 野菜

きゅうり、トマト、アスパラガスなど本県の「顔」となる主要品目産地や地域特性をいかした特色ある園芸産地について、生産力の強化を図るため、雇用等による既存生産者の規模拡大や新規生産者の確保・育成を推進する。

このため、地域に適した品種や栽培技術の導入を促進するとともに、高品質、高収量、低コスト生産並びに環境保全型農業に結び付く施設や機械等の整備を支援する。

また、土地利用型野菜においては、機械化による省力・大規模生産の取組及び資源循環や土づくり等の環境保全型農業の取組を進める。

さらに、販売力の強化を図るため、集出荷貯蔵施設の再編整備を進めるとともに、本県の地理的・気象的多様性をいかした産地間連携によるリレー出荷・販売などの取組を促進する。

(4) 果樹

ももや日本なしなど主要品目や地域特性をいかした特色ある産地形成を図るため、老朽園地の改植による団地化等を促すとともに、施設化による高品質果実の安定的な生産と供給を確保する。

また、ジョイント栽培など先進的な栽培技術の導入による早期成園化及び省力化、資源循環や土づくり等の環境保全型農業の取組を進める。さらに、市場競争力・信頼性の高い集出荷体制を確立するため、消費者・実需者ニーズを捉えた品種の導入を促進し、光センサー選果機等の導入を支援する。

(5) 花き

本県を代表するりんどう、かすみそうなどの主要品目や地域特性をいかした特色ある品目による産地育成を支援し、生産拡大を図る。

このため、高品質安定生産に向けた施設化や需要期に出荷可能な技術導入、資源循環、土づくり等の環境保全型農業の取組を推進するとともに、省力機械・機器、優良品種等の導入、低コスト化や作型分化による規模拡大を図る。

また、計画生産・出荷や品質保持のための技術導入や産地体制の整備を図る。

(6) 工芸農作物等

葉たばこやおたねにんじん、養蚕などの工芸作物の産地の維持・拡大を図るため、生産団体等による生産性や品質の向上などに向けた取組を支援する。

ア 葉たばこ

関係機関等と連携し、生産性の向上、大規模化等による担い手の収益増を図るとともに、中山間地域の安定的な収益作物として作付面積の維持に努める。

イ おたねにんじん

生産拡大に向けた初期生産資材などの導入や種子確保を支援するとともに、新たな需要の開拓と販路の拡大を図る。

ウ 養蚕

特徴ある蚕品種の安定供給、壮蚕飼育技術の斉一化や作柄の安定、繭選別の徹底などを図るとともに、繭生産から製品の製造・販売までが連携した蚕糸・絹業提携グループによる取組を推進する。

(7) 畜産

ア 肉用牛

肉用牛の改良促進及び生産技術の改善、管理省力化機械・施設の導入並びに家畜排せつ物処理設備の改善を図るとともに担い手の育成・確保に努め、肉用牛生産基盤の拡大と、一層の販路拡大によるブランド力の強化を進めることで、「福島牛」の力強い産地を形成し、高品質な牛肉の安定供給と肉用牛経営体の健全な発展を目指す。

イ 乳用牛

生乳生産基盤強化を図るため、経営規模の拡大や法人化・協業化に向けた取組を進めるとともに、個体乳量の増加に向けて乳用牛群検定情報の活用による飼養管理の効率化

と乳牛の遺伝的能力向上の取組を進める。

また、酪農担い手の確保・維持のため新規就農や企業参入に向けた取組を進めるとともに、酪農ヘルパーやコントラクター利用、ICT活用等による労力軽減の取組を進める。

ウ 豚

豚肉を安定的に供給するため、生産技術の改善、優良種豚の供給、高品質で特徴のある肉豚生産や、管理省力化機械・施設の導入並びに家畜排せつ物処理設備の改善を図り、安定的な経営体を育成する。

また、飼料用米の利用拡大により、国産飼料自給率の向上を図る。

エ 鶏

安全・安心や高品質を求める消費者ニーズに対応するため、衛生管理の徹底を推進し、管理省力化機械・施設の導入並びに家畜排せつ物処理設備の改善を図るとともに、本県独自の「会津地鶏」や「川俣シャモ」などの生産拡大を目指す。

また、飼料用米の利用拡大により、国産飼料自給率の向上を図る。

オ 飼料作物

「福島県酪農・肉用牛生産近代化計画書」（令和3年8月）に沿って、県、関係機関、団体が一体となり、増産運動に取り組みるとともに、牧草地の除染や放射性物質の吸収抑制対策を実施し、また、生産基盤の強化等により良質自給飼料を増産し、大家畜経営における生産コストの低減を図る。

さらに、水田における本格的生産、荒廃農地の有効利用による増産と家畜排せつ物などの有効利用と稲わら確保のため、耕種農家と畜産農家との連携強化を促進し振興を図る。

飼料作物の生産性と品質向上を図るため、低生産性草地の計画的更新や優良品種の普及、高性能機械等の導入を促進するとともに、飼料作物の生産拡大と労力不足等に対応するため、飼料生産受託組織を育成し、飼料生産の外部化を推進する。

カ 畜産物の安全性の確保

生産段階における放射性物質対策、衛生管理や防疫の徹底、動物医薬品の適正な使用・販売等について指導し、加工流通段階では、食肉センターや乳業工場の衛生施設の整備を進めるとともに、衛生管理の向上を促進し、また、緊急時モニタリングの実施等により、安全で安心な畜産物の供給を図る。

(8) 菌茸類

本県オリジナル品種等の活用によるきのこ産地の育成を図るとともに、競争力を高めるため、人材の育成や生産者の組織化による安定供給の体制整備を促進する。

また、生産性向上と生産コストの低減を促進するため、作業の共同化と効率的な機械導入を図る。

さらに、環境への負荷を軽減するための木質バイオマス等省エネ設備の導入を促進するとともに、放射性物質に対する安全性を確保するため、検査機器の導入を促進し、安全で安心な菌茸類の供給を図る。

2 地方別の構想

各地方における振興すべき主な作物等は以下のとおりである。

農業近代化の施設等は、その地域の特性や作物等を踏まえ、1に基づき設置・導入を図る。

(1) 県北地方

ア 米

イ 大豆

ウ 麦類

エ 野菜

(ア) きゅうり (イ) アスパラガス (ウ) いちご

(エ) ミニトマト (オ) トマト (カ) なす (キ) ピーマン

(ク) スナップエンドウ (ケ) さやえんどう

(コ) さやいんげん

オ 果樹

(ア) もも (イ) りんご (ウ) 日本なし (エ) 柿 (あんぼ柿) (オ) ぶどう

カ 畜産

(ア) 肉用牛 (イ) 乳用牛 (ウ) 肉用鶏 (川俣シャモ)

キ 菌茸類

(ア) 生しいたけ (イ) なめこ

ク 花き

(ア) りんどう (イ) 小ぎく

(2) 県中地方

ア 米

イ 大豆

ウ そば

エ 野菜

(ア) きゅうり (イ) トマト (ウ) なす (エ) さやいんげん (オ) ピーマン

(カ) さやえんどう (キ) アスパラガス (ク) いちご

(ケ) にら (コ) ねぎ

オ 花き

カ 葉たばこ

キ 果樹

(ア) 日本なし (イ) ぶどう (ウ) りんご (エ) もも

(オ) ブルーベリー

ク 畜産

(ア) 肉用牛 (イ) 乳用牛

ケ 菌茸類

(ア) 生しいたけ (イ) なめこ (ウ) きくらげ

(3) 県南地方

ア 米

イ 大豆

ウ 麦類

エ そば

オ 野菜

(ア) トマト (イ) きゅうり (ウ) いちご (エ) ブロッコリー(オ) レタス (カ) にら
カ 花き

キ 果樹

(ア) 日本なし (イ) りんご

ク 畜産

(ア) 肉用牛 (イ) 乳用牛

ケ 菌茸類

(ア) 生しいたけ (イ) なめこ

(4) 会津地方

ア 米

イ 大豆

ウ 麦類

エ そば

オ 野菜

(ア) トマト (イ) アスパラガス (ウ) きゅうり

(エ) ほうれんそう (オ) さやいんげん (カ) ミニトマト

(キ) ピーマン (ク) ねぎ

カ 花き

キ 果樹

ク 畜産

(ア) 肉用牛 (イ) 乳用牛 (ウ) 肉用鶏 (会津地鶏)

ケ 菌茸類

(ア) なめこ (イ) 生・乾しいたけ (ウ) きくらげ

(5) 南会津地方

ア 米

イ 大豆

ウ そば

エ 野菜

(ア) トマト (イ) アスパラガス

オ 花き

(ア) りんどう (イ) 宿根かすみそう

カ 果樹 (りんご)

キ 畜産

(ア) 肉用牛 (イ) 乳用牛 (ウ) 肉用鶏 (会津地鶏)

ク 菌茸類

(ア) まいたけ (イ) 生しいたけ (ウ) なめこ

(6) 相双地方

ア 米

イ 大豆

ウ 麦類

エ 野菜

(ア) トマト (イ) ねぎ (ウ) にら (エ) ブロッコリー

(オ) タマネギ (カ) サツマイモ (キ) キャベツ

オ 花き

(ア) トルコギキョウ (イ) 宿根かすみそう (ウ) 小ぎく

カ 畜産

(ア) 肉用牛 (イ) 乳用牛

キ 果樹

(ア) 日本なし (イ) ぶどう

ク 菌茸類 (生しいたけ)

(7) いわき地方

ア 米

イ 大豆

ウ 麦類

エ そば

オ 野菜

(ア) トマト (イ) いちご (ウ) ねぎ

カ 花き

(ア) りんどう (イ) 鉢花

キ 果樹

(ア) 日本なし (イ) いちじく

ク 畜産

(ア) 肉用牛 (イ) 乳用牛

ケ 菌茸類

(ア) 生しいたけ (イ) エリンギ (ウ) なめこ

3 広域整備の構想

(1) 米

省力・低コスト生産を進めるとともに、高品質・良食味な米づくりや新規需要に対応した米づくりなど、多様な需要に応える米づくりを促進するため、必要な機械・施設の整備を進める。

また、基幹施設におけるストックマネジメントの考え方を踏まえた定期的な保守点検等による能力低下防止等を促進する。

(2) 大豆・麦類・そば

大豆、麦類、そばについては、品質の高位安定化とロットの集約を図るため、広域的な乾燥機、調製施設及び貯蔵施設等の整備を推進する。

(3) 野菜

ア 集出荷（予冷・貯蔵）施設

市場の動向に即した有利販売や輸送・流通の効率化を促進するため、既存施設については機能の向上などの高度化を進めるとともに、広域集荷体制の再編整備を図る。

イ 共同育苗施設

規模拡大を推進するため、分業化による生産者の労力軽減と生産の安定・効率化を図る共同育苗施設等の設置により、品質が高く、均一な苗の供給体制を整備する。

ウ 処理加工施設

野菜の高付加価値化と安定的な販売を促進するため、消費者ニーズや業務仕向に対応できる加工施設等を整備する。

(4) 果樹

ア 先進的果実選果システム

高品質果実の共同出荷を推進するため、農業協同組合の広域化に対応した効率的な広域集出荷体制と光センサー選果システムの整備を進めるとともに、既存施設については、市場ニーズに対応するための機能の向上など再編整備を図る。

イ 予冷・貯蔵システム

新鮮でおいしい果実の供給と計画的な生産・出荷を推進するため、産地予冷や貯蔵を含めた鮮度保持流通システムの整備を図る。

(5) 花き

集出荷（予冷）施設

変化する市場流通や流通チャネルの多様化に対応した販売戦略を推進するため、系統共販の強化や広域出荷体制の確立による集出荷施設の整備を進める。

また、日持ち性に優れた花きを供給するため、コールドチェーンを構築する。

(6) 畜産

ア 集送乳施設

生乳の流通コストの低減と広域的な流通に対処するため、集乳路線の重複解消に努め、集送乳施設の適正配置と整備及び効率的利用により、集送乳の合理化を推進する。

イ 家畜市場

肉用牛の流通コストの低減と適切な価格形成等を促進するため、家畜市場の情報システムの高度化を促進する。

ウ 食肉処理加工施設

食肉の流通コストの低減と安全な食肉の供給を促進するため、食肉処理施設の機能向上等を推進する。

エ 飼料製造供給施設（TMRセンター）

飼料生産の外部化や稲WC S・飼料用米・未利用資源等の利用拡大に対応するため、飼料製造供給施設の整備を推進する。

オ 飼料用米関連施設

飼料用米の利用を促進するため、飼料用米保管施設やバラ出荷施設、飼料用米加工・混合機械施設の整備を推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

担い手の減少や高齢化の進行により、このままの傾向が続けば、農業の持続可能性が危ぶまれる事態が想定される。そこで、活力ある地域農業を維持・拡大していくため、中核的な農業担い手である認定農業者を柱にしながら、新規就農者、新規参入者、農業法人、女性農業者、高齢農業者、農業参入企業等地域の实情に応じた多様な担い手づくりを進める。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

(1) 農業総合センター農業短期大学校における新規就農者育成にかかる研修に必要な施設の整備を進めるとともに、長期就農研修の充実及び農業生産性向上のため地域農業者を技術面で支援する。

(2) 地域のリーダーとなる女性農業者を育成するため、農産物直売所や農産加工、農家レストランの運営等、女性の持つ能力を最大限にいかした経営実現が図られるよう、施設の整備、資金の融資等を通して法人化を支援する。

(3) 高齢農業者の高い技術と豊富な経験・知恵をいかした多彩な活躍の場を広めるとともに、若年農業者等への円滑な継承や都市と農村の交流等の活動の拠点となる施設の整備を促進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

地域農業の多様な担い手を育成するとともに、避難地域の営農再開については、地域ごとに異なる復興の状況を踏まえつつ、被災農業者の営農再開や避難先からの帰還を支援しながら、安心して営農再開できる環境づくりに取り組む。

(1) 新規就農者の育成・確保

ア 農業への理解促進や就農情報の発信を進めるとともに、福島県農業経営・就農支援センター等において、多様な就農希望者からの相談にきめ細かに対応し、円滑に就農できる体系的な支援を行う。

イ 新規就農者の定着を図るため、地域全体で支援する体制整備を進めるとともに、中山間地域における農業法人の育成や農業法人の新規事業拡大を推進する。

ウ 若い農業者の就農促進や育成に指導的な役割を果たしている農業士と連携することにより、新規就農者の就農から育成・定着に向けた支援体制を構築する。

(2) 認定農業者の育成・確保

ア 地域における話し合いを基本とし、地域計画のブラッシュアップを推進し、計画に位置づけられた農業を担う者を認定農業者へ誘導するとともに、各種支援施策を認定農業

者に集中し、経営改善計画の達成に向けて支援する。

イ 「福島県認定農業者会」及び各地域の認定農業者会の活動を推進する。

(3) 農業者の組織化・法人化及び企業等の農業参入

ア 法人化を志向する農業者等に対し、関係機関・団体等と連携し、研修会やコンサルティング等を実施して、積極的に法人化を推進するとともに、より高度な経営発展に向けて支援する。

イ 法人化した後も着実な経営発展が実現できるよう、発展段階に応じた経営指導やコンサルティング等を通じた支援をする。

ウ 集落営農については、地域での話し合いを重ね、合意形成を図りながら関係機関と連携して推進するとともに、その実践を支援する。

エ 農業への参入に関心を持つ企業と市町村等とのマッチングの促進等により、円滑な農業参入を支援するとともに、参入した企業等に対しては、認定農業者へ誘導するなどして、地域に根ざした営農活動の展開を促進する。

(4) 女性農業者の経営参画の推進と高齢農業者の活動促進

ア 農業経営に携わる家族の役割、就農条件等を明確化した家族経営協定の締結を推進し、女性農業者が意欲的に農業に取り組めるよう支援するとともに、認定農業者へ誘導する。

イ 女性農業者の経営参画を促進するため、農産物直売や加工、農家レストランの運営等のノウハウを習得できるよう各種研修会を実施する。

ウ 高齢農業者の高い技術と豊富な経験・知恵をいかした多彩な活躍の場を広めるとともに、若年農業者等への円滑な継承を支援する。

エ 高齢者の農作業事故を防ぐため、農作業安全意識の啓発や農業機械の安全操作等の研修等を継続して実施する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農産物の直売や加工などの取組が新たな所得確保に結びついており、また、建設業や食品関連産業などの企業が農業に参入し、農作物の生産・加工等に取り組む事例が増加している。

今後も、地域農業を核とした食品加工業者・観光業者等の商工業者等との連携強化による商品開発や農業者自らが加工・販売等に取り組む6次産業化等により、所得の向上と農村地域における働く場の確保を進める。

また、地域資源をいかした体験交流型観光による人的交流を推進するため、グリーン・ツーリズム等を推進し農山村の活性化を図るとともに就業機会の確保を進める。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1) 農林水産業と他産業が連携して付加価値の高い商品を開発するため、農林漁業者と他産業者とのマッチングの場を提供するなど、新商品開発に向けた取組を支援するとともに、周年雇用が可能となる新たな部門を導入する取組を支援する。

(2) 県産農産物を活用した新商品の開発・販売など、新しいビジネスモデルへの発展が期待される食品関連企業等の農業参入を進める。

(3) 県産農林水産物の特徴をいかした加工技術の開発を進めるとともに、特色のある新商品の開発や加工技術の習得を支援する。

(4) 開発された農産物加工品の生産・販売を強化するために必要な加工施設や直売所等の整備を支援する。

(5) 県のホームページ等を活用し、6次産業化に係るサポート情報や新規就農に関する支援制度等の情報を積極的に発信していく。

(6) グリーン・ツーリズムや観光と連携した農林漁業体験など、農林漁業者と都市住民との交流活動の受入や必要な施設の整備を支援する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村は都市地域と比較し、生活環境や生産基盤、防災安全施設の整備が遅れている。特に県土の80%を占める中山間地域では、整備の遅れに加え、過疎化・高齢化が著しく進んでおり、地域の活力が失われつつある。

そのため、快適で安全な暮らしに必要な定住環境の整備と防災対策等を推進するとともに、農村型地域運営組織の形成を支援することにより、魅力ある農村の形成を目指す。

2 生活環境施設整備の構想

(1) 集落と連携を図りながら、生産基盤の整備と農村の活性化に必要な施設の整備を総合的に実施するなど、地域特性に応じたきめ細かな整備を計画的に進める。

(2) 農村地域における安全な生活環境を確保するため、災害時の迂回路・避難路としての機能を併せ持つ集落道や防火水槽などの防災安全施設の整備を進める。

(3) 農村環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落における生活排水処理施設の整備と適切な維持管理に向けた技術的支援を進める。